

令和5年度第2回滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり審議会 議事概要

1. 開催日時

令和5年(2023年)8月28日(木) 13:30~15:00

2. 開催場所

滋賀県危機管理センター1階 大会議室

3. 出席委員

秋山委員、大塚委員、櫻田委員、嶋野委員、高村委員、田中委員、濱田委員
(50音順)

※全委員10名：会場出席4名、Web出席3名、欠席3名

4. 議事概要(発言要旨)

(資料2)地球温暖化対策推進法に基づく「促進区域」に係る環境配慮基準の策定について

* (資料2) 下記1、2について事務局より説明

- 1.地球温暖化対策推進法の改正による「地域脱炭素化促進事業」
- 2.滋賀県の再エネ導入の現状について説明

【委員】

様々なブレーキとしての規制があるなかで脱炭素を推進するため、さらに加速するために環境配慮基準をアクセルとして設定することについては強く賛同する。

【会長】

前回も議論になっていた再エネの導入を適地に誘導することで、不適切な開発の予防にも繋げていくという考え方について他にご意見等あればいただきたい。

【委員】

環境配慮基準について初めは慎重に進められると思われることから、市町の一般の人や専門家の意見を聞きながら進めていくということになるイメージか。

今年度我々が基準を作って、それも参考にしながら市町の委員の方たちの意見も踏まえながら、市町が促進すべき区域を選んでいくというイメージか。

【事務局】

基本的には促進区域は市町で議論されていく形になる。

【委員】

地域によって住宅街との距離が異なり、農村地帯の方では太陽光発電に関する騒音、工事にかかる害はそれほどないと思う。

その辺の地域柄による線引きは行政の方では難しいかと思うため、近隣の方やその企業の方と一緒に取り組んでいく必要があると感じた。

【委員】

環境配慮基準の促進区域が策定されと、その区域以外は再エネの導入が禁止や、難しくなることはあるか。

【事務局】

基本的にはそういう話ではない。やはり今回はどこに促進するかエリアを決める。国の方でもその促進区域の方にインセンティブが入るような支援も考えたりしていると思われる。

【委員】

環境配慮基準に関して何かその面積的な制限をかけるのか。

【事務局】

あくまでもエリアをどこにするかの基準である。

【委員】

環境配慮基準を県が示すことで、市町が促進区域を設定し促進策を考えると時の手がかりを示すための議論を今していると思う。

基準の設定もそうだが、まさに今議論があったように、実際に規制強化も含めた環境影響評価情報も含めて、日本の再エネをどう地域でうまく調整しながらどうしていくか、国の議論が並行して動いている。県には市町へのガイダンスのようなもの、手がかりになるも

の、そして国の動き等の情報提供を併せて検討してほしい。

【事務局】

市町と県の関係については、定期的に意見交換や情報を共有する場である「市町研究会」があり共有している。今後も過渡期でいろいろと状況が変わることが想定されるため国の法規制も重視し、しっかり情報共有したい。

*事務局より資料2の「3. 滋賀県環境配慮基準の案」について説明

【委員】

基本的な議論において、その促進する上で、保全をするという、ある種こういうことが少々気になるところ。例えば海外では規制をするかしないかという議論はかなり前に終わっている。今は環境的な側面と太陽光を使った再エネの側面をどう両立させるか、一定の環境への配慮を行ったうえで太陽光発電を行うことが議論になっている。

例えば農業分野においては、日本でだいぶ増えてきているソーラーシェアリング。滋賀県では少ないかもしれないが、これは大部分が終了しつつある考え方で、要するにお米を作った上の部分に太陽光のパネルがあっても生育にほとんど影響しない。実際、太陽光の必要量は6割程度と言われている。

生育にはほとんど影響しないことが分かってきてソーラーシェアリングという考え方が広がってきている。但し、景観面や、他の負の影響もあり慎重に検討が必要である。農業においても、農業するのか再エネにするのか二面的な議論とは少し違う。

海外の事例として、太陽光発電設置する際に近隣に農業エリアがあった場合、例えばハチが受粉活動する花畑が減ってしまうことがないように、太陽光発電と花畑が共存されるポリネーターハイブリッドソーラーというものがある。花畑が太陽光発電になると、花畑がなくなりミツバチの受粉活動にも大きな支障がでないようにするものである。但し、太陽光事業者にはコストの増加要因になる。それを地元の政府が補助するっていうインセンティブがあり良い例である。

少し議論が離れてしまうが、ネイチャーポジティブという考え方が広まってきて、これまでよりも一段階高い話が出てきている。それは皆さんご存知のとおりだと思うが、その中で公的な保全地域ではなく、民間事業所の敷地の中でもそういった保全地域に該当するよ

うなものをカウントしていこうという考え方が広がっている。その流れに少し逆風となるよう民間事業者が自らを保全してその太陽光の設置を両立してしまうと、保全か太陽光かという二面的な理念的な理論になってしまうと、太陽光が選択される可能性ももちろんあると思う。

イギリスの例として民間のグリーンインフラがあり、あまり見た目は良くないが洪水を抑制する機能が十分にある。そこに太陽光をおいても何も不都合がない。

但し、日本では緑地法上の事業用地の一定の割合は保全しないといけない。その敷地をグリーンインフラとして役立てようという考え方がある。太陽光の促進だけをしてしまうと、その機運が萎んでしまう可能性がある。

要するに促進は大いに結構だが、促進と環境の保全、あるいは防災が両立するように、単に太陽光を設置するのではなく太陽光パネルの下の部分を植生にして保全する。

そういった特別な配慮を持って太陽光を設置した場合、自治体が何かボーナスのようなインセンティブも与えてもいいと思う。海外ではそのような事例が多くある。

そういう意味で特に滋賀県は様々な環境に優れた実績がある。高い環境の配慮をもって、促進という本来の目的を達成していただきたい。

【事務局】

確かに今回の議論をするとアクセルかブレーキか、促進か保全かという話に陥ってしまう。グリーンインフラという言葉も滋賀県の中で議論されている。そのことも意識して配慮基準を作るということは、市町が促進区域設定する上でも非常に大事な視点と感じた。今後の参考とさせていただく。

【委員】

促進区域の趣旨は、再エネを地域にとって裨益する形で地域と共生した形で再エネを推進していくという観点より、それを促していく一つのゾーニングとして導入されたもの。

例えば滋賀県の琵琶湖においても気候変動の影響が非常に懸念される。気候変動の問題と地域の環境の問題等をいかに両立して実現していくかを考え、再エネを地域共生で進めるために、促進するエリアを設定するものと理解している。

この促進区域の趣旨より、再エネを拡大していくことは、滋賀県も揺らぎないと思う。しっかり地域共生型で推進していくものであることが、うまく伝わらないと、環境配慮基準を市町が見たときに、やっちはいけないゾーンをあらかじめ作ってしまうことになり、そ

れが逆に地域の創意工夫ある取り組みを萎ませてしまうことにならないようにする必要がある。

特に農地に関しては太陽光発電の導入において、その効果も含めて工夫がされ始めている。県ができない設定をするアプローチではなく、環境配慮基準を出して地域でしっかり議論して決める余地を市町に与えることは一つのやり方であり検討いただきたい。その検討が必要な、典型的なところは特に農地であると考えます。

一般的に促進区域に向かないところは国立国定公園、県立自然公園である。

一番言いたいことは、促進区域に含めないという基準を設定する際のアプローチとして特に安心安全面は必要であるが、自然との折り合いや景観との折り合いという面は、地域の中でしっかり議論をする手続きを経て、その地域が市町を決めることができる余地が環境配慮基準として必要である。

国で議論しているものは自然公園区域であっても工夫して地熱ができないか。同じように小水力もそうであり、うまく両立できる電源があると思う。電源をどうとるかという視点は必要である。自然、景観との折り合いは地域でしっかり議論でき、市町が決めることができる余地が必要と考えます。

【事務局】

市町の思いを阻害するようなものにはしたくない。当然一線を越えてはいけなところはありますが、そういったところは大事にしたいなと思っている。

市町との意見交換もしっかり行って、県としても環境配慮基準をどうすべきか検討する。

【委員】

農地の話が出たことから、農業をしている立場で話をする。米原市の山の麓の棚田で、ソーラーシェアリングを実施した。今はそのようなことはないが、2017年の当時は敷地全体の農転をするしか方法がなかった。

農業しているところは伊吹山の麓の数十年耕作放棄された棚田である。2010年に農業を始めたときに既に40年以上放棄されていて、それから13年経っているが、全体の約1割弱を開拓して農地に戻している。残り9割は放棄されたままであるが、そこは農振地域である。誰もやっていない荒れ放題になっているところでも、農振地域で何もすることができない。

農振地域の優良農地を促進区域から除外する検討がされているかもしれないが、農振地域であっても数十年にわたって耕作放棄されたところもある。現在その耕作放棄地でソーラーシェアリングを進めていくことを米原市と話し合いをしている。

耕作放棄地でソーラーシェアリングを進めようと思っても、数十年放棄した農地の所有者はリスクを取って事業する人は多分1人もいない。そうなる则事業者が別に必要となり、ファイナンスの問題がでてくる。

そしてソーラーシェアリングをしたとしても、誰が耕作するかという問題がでてくる。今考えているのは、耕作放棄地であることから、そういう問題が出てくるのではなく、農業として成り立っている、いわゆる優良農地でソーラーシェアリングを進めたら、そういう問題が出てこない。

それであればリスクを取って新たな事業を進めることもできる、既に耕作する人もいて販売先もある。EV農機としてEVトラクター、EVコンバインが、今急速に検討されており、多分数年以内に普及し始めると思う。

今、燃料費、電気代が非常に高騰しており、自前の電源で電気を作って燃料やエネルギーが賄えらしたら、大規模農家にとってメリットとなる。

これはCO₂を削減して出来た作物として、認証が付くと非常に大きなメリット。CO₂の売買もあることから、優良農地を除外するのではなく、優良農地であるからこそできるような事業のあり方をぜひ考えていただければと思う。

私どもが行っているような中山間地の農地について、これから荒れて山に帰っていくしかないような中山間地の農地、先祖の人たちが苦勞して開拓して作られた農地を何とか次世代に引き継いでいきたいと思いで農業をやっている。但し、そういったことはお金が生まれなため放置されていく。そのため、何かしらの再エネであったり、色んな事業化によって農地を持っている方にとってもメリットがあれば、それは進んでいくのではないかなと思う。ぜひ農地に関しては、そういった配慮いただけるとありがたい。

【会長】

大きくは二つ、優良農地といえどもそこを排除せずに、再エネとの共存を図る課題と、耕作放棄地になっているにもかかわらず農用地の指定がかかっている、そこをうまく活用できないかという二つの意見がでたが事務局の考えはどうか。

【事務局】

前者については滋賀県として太陽光を導入促進するためには大事な要素であり、その辺りは県農政水産部と法的にどうなってるのか等、議論していきたい。

後者については県の違うテーマの話になりそうであり、意見があったことを伝えておく。

【委員】

太陽光発電を前提とした基準というところであるが、ただ個人的に思うのは、小水力も工夫次第で、地域ごとにCO₂ネットゼロ化はできるのではないかと。

今回の議論は太陽光を前提とした基準ということで受け止めると、今、民間事業者の太陽光発電への投資は以前のように空き地を見つけて、そこで大きな太陽光発電を、それなりのファイナンスと投資でやろうというより、最近はどこかかというところ、自社の屋根を使うとか、今のエネルギー高騰を受け、そこにCO₂削減、グリーンの意識の高まり、ESGの高まりの中から、我が社も何かやらないとという中で、たくさん余っているスペースをまず活用しようというところに、シフトしていると肌感覚で感じている。

今回の環境配慮基準は当然のことが多数書かれているが、これで民間事業者の背中を押し、アクセルを踏むことに繋がるのか、我々の目線から見ると疑問を感じる。

生物多様性であったり、いろんなところで必要な環境配慮基準であるが、もう少し背中を押しところがないと民間の投資が一気に進むようには思えない。

【事務局】

いただいた促進区域の意見については、本当これで導入が進んでいくのか、議論が全国的にされている。事業者の方にもそういう意見も集まってきていると聞いており、国の方でこのインセンティブに繋がる新しいものがでてこないか期待している。

あとはこの事業者に対するメリットとしては、事業者が太陽光発電の計画を考える上で、事業の予見可能性。事前に地元の人との協議も済ませた上での促進区域であり、導入計画がスムーズに進んでいくと思われる。一から新しい適地を探すより、メリットがあり、今回の制度が作られている。

【委員】

民間企業では現行のソーラーパネルでは建物の強度が足りなくて屋根の上に設置できない課題がある。その課題解決としてペロブスカイト太陽光発電がある。近々商業化され現行

のものよりもコストが半分、重量は10分の1程度である。そのような新しいものを導入する企業への経済的支援を考えてもいいかと感じた。

もう一つ実際に電気を作ってすぐに使っている分には、恐らくどの企業も採算が取れるようなベースに乗ると思う。

昼間に蓄電して夜に電気を使いたい場合、蓄電池というのは非常に高価。蓄電池が必要となると経済的効果が出ないという事も考えられる。具体的にその蓄電池を設置するところに具体的にこういう経済的支援が具体的にあるといい。これは企業だけの問題ではなく、例えば災害時の電気が必要とする時に一般企業から蓄電池を通して電気を供給することも将来的には考えられることから包括的に支援してほしい。新しい技術を適用した場合、蓄電池が必要な場合、それが有事のときに使えないかということも含めて検討いただきたい。

もう一つは、太陽光発電は当然重要であるが、一方で排出した炭素を吸収することも非常に重要で、今回の趣旨から少し外れるが、その森林をもちろん減らさないことは既に盛り込まれていていいと思うが、森林を増やすことによって吸収力も上げるということも今後推進できたら良いのではないか。

【事務局】

ペロブスカイトは非常に期待しており、これが市場に出回り始めると、もう本当に状況が一変するのではないかと感じており注視している。今の段階でこれに対する支援はなかなか難しい。県では事業者や一般家庭についても、太陽光の支援とともに蓄電池もセットで支援している。炭素の吸収についても森林は当然であるが農地への土壌貯留もあり期待している。

なお、ペロブスカイト太陽光発電については、例えば県の公共施設で新しい技術が導入できないか、事業者の方と協議したこともある。まだ未知数なところもあるが数年経つと状況が一変する可能性もあり、この辺は、県としても注視していきたい。

【会長】

規制か促進か対立して考えるのではなく統合して前へ進める意見があった。農地を活用していく上での障壁をどうするか農業の現場の意見もあった。構成も含めて、関係各課とも話をして、また次回以降の展望的な話になることを希望する。

【事務局】

農地の関係、促進区域のインセンティブ関係、貴重な意見をもらった。この後各市町にも意見を聞いた上で、県としてしっかり環境配慮基準を纏めていきたい。

以上